

ストップ・リニア！訴訟原告適格中間判決

リニア工事・供用時の影響が不明確では原告適格を判断するのはムリである。不当判決なら高裁に上訴！

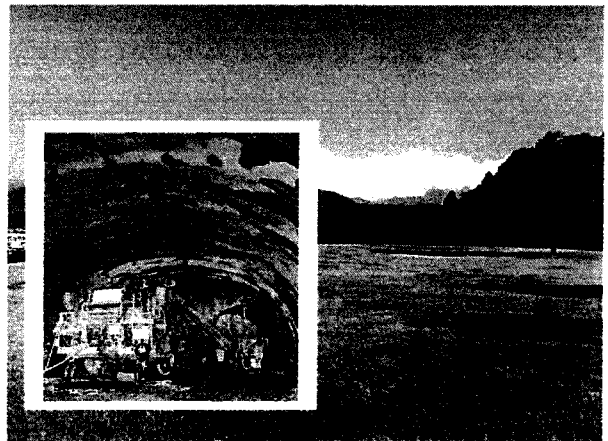
期日：12月1日(火)

時間：午前11時

(開廷時間)

集合：午前10時

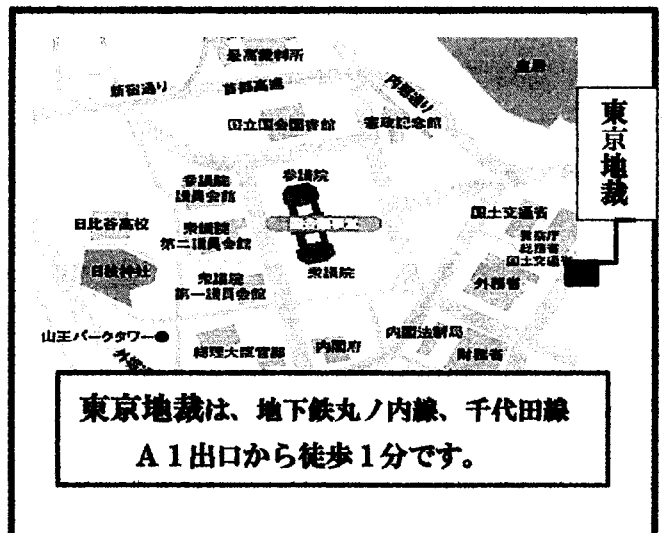
(東京地方裁判所前)



昨年12月の第17回口頭弁論で、古田孝夫裁判長が再度『来年3月に原告適格の中間判決を出す』と表明しました。原告側の求釈明に応じず、鉄道施設の設計や工事車両の走行ルートが不明であり、また「リニアは国家的事業」と国もJR東海も宣伝しているわけですから、原告数を限定すること自体に無理があります。コロナ感染拡大で裁判が中止になりようやく期日が12月1日に決まったものです。4月には裁判長が市原義孝氏に交代しましたが、前裁判長の判決を読み上げるものとみられます。工事が大幅に遅れ2027年のリニア開業が不可能になり、またコロナ禍で鉄道業界を取り巻く状況が厳しくなっている状況で巨費を投じるリニア建設を行うのは無謀です。私たちはリニア工事を中止させるためにも、不当判決が出された場合、原告団は控訴する方針です。

<12月1日の行動予定>

- 10:00 東京地裁前集合
地裁前集会
 - 10:30 傍聴券抽選
 - 11:00 開廷(103号法廷)
 - 12:45 院内報告集会
 - ①中間判決について
 - ②静岡リニア工事差止訴訟の報告など
- 場所は、衆議院第一議員会館地下1階
大会議室
(12:00~1階ロビーで入館証配布)



ストップ・リニア！訴訟原告団事務局：問合せ 080-6545-8784 橋本

大井川流域の住民ら107人が静岡県内の リニア工事の差し止めを求めて提訴 ～10月30日静岡地裁に

静岡県内のリニア工事によって大井川水系の流入が減少するため、流域の住民ら107人が10月30日午前、リニア工事の差し止めを求める訴訟を静岡地裁に起こしました。



大井川水系の減水は、静岡県内の南アルプストンネルの工事で地下水が流れてしまい、水系への流入が毎秒2トンと大幅に減ることが想定されています。JR東海は導水路トンネルを作るとか地下水をくみ上げて川に流すなどの対策を示していますが、その有効性が疑問視されています。また林道の拡張や補強、膨大な残土処理場を大井川源流部の河川敷に積み上げる計画があり、二次的な環境影響も心配されています。

今回の提訴にあたって原告の中にはお茶の栽培業者などの農業従事者や、大井川の水を使うほかの水利関係者も多く含まれています。提訴後の記者会見で農業従事者の原告は「水は命であり、水なしに農業はできない」と訴え、別の原告も「私たちにはほかの水源はなく大井川の水に頼っている」と述べ、工事の死活的な影響を訴えました。

JR東海は南アルプストンネルの工事が最難関であるとして、沿線の工事に先駆けて着工し、出入口となる山梨県早川町や長野県大鹿村では工事残土の搬出を進めています。しかし、トンネルの中央部にあたる静岡工区の地質、地層、地下水調査が極めて不十分であり、そのずさんな調査が今、JR東海を追い詰めています。



大井川上流部土砂崩壊

県と県民の理解が得られない中で、国交省は静岡工区有識者会議を設置し、工事着工に向けて流れを作ろうとしています。会議の進め方や情報の公開制限などの問題が出ています。

リニア新幹線工事を巡っては、原告800人近いストップ・リニア！訴訟や山梨県内の工事差し止めを求める訴訟が進行中で、今回の静岡大井川訴訟は3番目の住民訴訟になります。

また、首都圏・中京圏のリニア新幹線大深度地下トンネル工事をめぐって、その危険性を指摘する声が大きくなっており、東京・大田区の住民らが大深度地下工事の中止を求める訴訟を準備しています。